

スーパービジョンの申込みについて

社会福祉専門職である社会福祉士の実践力向上にはスーパービジョンが重要であり、認定社会福祉士制度では、認定社会福祉士認定申請の要件としスーパービジョンについての単位を取得することを必須としています。

1. スーパービジョンを受けることを希望される方へ

①このスーパービジョンは、認定社会福祉士となるために必須なスーパービジョンの単位となるものです。したがって、スーパービジョンの実施については、認定社会福祉士認証・認定機構で定めた方法・手順で実施して頂くことになります。

※機構で定めた方法は、「認定社会福祉士制度スーパービジョン実施マニュアル～スーパーバイザー用～」及び「認定社会福祉士制度スーパービジョン実施要綱」は、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ「スーパービジョン実績とは」のページに記載されています。[\(http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/\)](http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/)必ず、マニュアルや実施要綱をご確認ください。

②このスーパービジョンは模擬ではなく、ご自身の行っている相談援助実践について実際にスーパービジョンを行います。したがって、相談援助実践を行っていることが前提となります。

2. スーパービジョン基本事項

①スーパーバイザーは、社会福祉士資格があり、相談援助実践を行っている方が対象となります。

②スーパーバイザーは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されたスーパーバイザー及び当会とスーパービジョン契約を行います。(※スーパーバイザーの名簿は、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ「登録者リスト」のページをご覧ください。その内、連絡先名称が「大分県社会福祉士会」の場合は、当会がスーパーバイザーとの調整を仲介致します。)

③スーパービジョンは1年間に年6回以上、1回あたり1時間以上行うことで、認定社会福祉士認定申請に必要なスーパービジョン実績の2単位となります。

④スーパービジョン実施に際しては機構で指定する各種書類を使用して頂きます。なお、スーパービジョン契約にあたってあらかじめ記入していただく書類（自己チェックシート）があります。

3. スーパービジョンの申込みについて

①「スーパービジョン申込書」は大分県社会福祉士会のホームページのコンテンツから「生涯研修制度ースーパービジョン」を選択し、「スーパービジョン申込書」よりダウンロードして必要事項を記入してください。

②事務局まで郵送、FAXまたはEメールにて「スーパービジョン申込書」お送りください。また、件名は「スーパービジョン申込み」としてください。

③スーパーバイザーとスーパーバイザーの調整・仲介を行い、「スーパービジョン決定」のお知らせをスーパーバイザーとスーパーバイザーにお送りします。

④スーパーバイザーよりスーパーバイザーへ連絡を取っていただき、契約等の後、スーパービジョンを受けてください。

⑤機構で登録されたスーパーバイザーの人数、お一人が担当できるスーパービジョン契約の数に限りがあります。お申込み頂いてもすぐにスーパービジョンを開始できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

⑥スーパービジョンのお申込み後、スーパーバイザーとの調整に時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

⑦申し込み期間 2019年4月1日～5月31日と致します。なお、申込期間以外でもご相談に応じます。

4. 申込み・お問合せ先

公益社団法人 大分県社会福祉士会 事務局

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2階

TEL/FAX : 097-576-7071

E-mail : oita-jacsw@axel.ocn.ne.jp